

## 広告掲載仕様書（印刷物）

広告を掲載した「飯塚市くらしの便利帳」（以下「便利帳」という）を飯塚市（以下「市」という）と共同で作製し、市へ無償提供する事業者（以下「提供者」という）を次のとおり募集する。

### 1 発行時期

令和7（2025）年8月（予定）

### 2 規格等

(1) 納品物 ① 便利帳冊子：60,000部（広告掲載者への見本誌提供分400部含む）

② ①のPDFデータ

※提供データは、市のHPへ直接掲載を行う。

③ 電子書籍

※電子書籍については、提供者が管理・運営するサイトでの掲載とし、ブラウザでの閲覧が可能であること。

(2) 冊子規格 A4タテ、4色フルカラー

100～120ページ程度

表紙 コート紙 A判 157g/m 86.5Kg相当

本文 再生紙 A判 42.7g/m 23.5kg相当 ※古紙含有率70パーセント以上

(3) 主な掲載内容

行政情報（市の沿革・概要、市役所の窓口・手続き、公共施設案内ほか）、地域情報、広告等

(4) 広告の掲載面

表紙裏、裏表紙、裏表紙裏 . . . . . 全面

巻中（行政情報） . . . . . 概ね1/3以内

※飯塚市広告掲載要綱、飯塚市広告掲載基準及び飯塚市広告入り物品等の寄附に関する要領を遵守するものとする。

※全紙面に対する広告の割合は、概ね40パーセント以内とする。

※原稿内には、広告である旨を明記するものとする。

※印刷前には原稿内容の審査を、完成前には校正を受けるものとする。

(5) デザイン

提供者がレイアウト等のデザインを行うこと。分かりやすいユニバーサルデザインを基本とすること。なお、掲載記事の内容等については、市との十分な校正の上製作を行うこと。

(6) 納期 令和7年7月（予定）

(7) その他 他の刊行物との合冊は不可とする。

### 3 作製方法等

- (1) 市は、便利帳の作製に必要な行政情報等を提供者に提供するものとする。
- (2) 提供者は、便利帳の企画、編集、印刷、製本及び市内全世帯への配布を行う。
- (3) 提供者は、便利帳に広告を掲載できるものとし、その広告掲載により得られる収入は、提供者に帰属するものとする。

### 4 作製経費

便利帳の企画、編集、印刷、製本及び配布に係る費用は、提供者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

### 5 配布等

- (1) 提供者は、便利帳の冊子が無償で市内一円の全世帯に配布するものとする。
- (2) 配布完了後、未配布の世帯から配布の要請があったときは、完了後1ヵ月は提供者において配布を行うものとする。それ以降の対応については、市及び提供者で協議の上、配布を行うものとする。
- (3) 提供者は、市の保管分及び転入者等への配布分については、市の指定場所（本庁舎を予定）へ納品するものとする。

### 6 その他

- (1) 便利帳の製作及び配布並びにその他の事項において、本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。